

SmartRead パートナー制度ご紹介資料

2025年12月1日
株式会社Cogent Labs



SHAPING THE FUTURE
WITH ARTIFICIAL INTELLIGENCE

SmartRead パートナーシップ



契約タイプ (HP上での呼称)	契約条件	仕入先	契約/請求	トライアル の提供	契約定着/ 更新活動	1次保守
販売パートナー契約 (SI・コンサルティング・パートナー)	- 規約の同意と契約書の取り交わし - 検証・開発プラン年間36万円の購入と維持	CLから 仕入再販	P	P or CL	P or CL	P or CL
登録パートナー契約 (セールス・パートナー)	- 規約の同意とオンライン登録申請の受理 - 認定ディストリビューターからの仕入販売	Distributor から仕入再販	P	Distributor から仕入再販	CL	CL
付加価値販売パートナー契約 (ISVパートナー)	- 規約の同意と契約書の取り交わし - エンタープライズプラン以上の購入と維持 - API 利用製品の開発と再利用許諾の実施	CLから ライセンス購入	P	P	P	P
紹介斡旋業務委託基本契約 (リファラルパートナー)	規約の同意と契約書の取り交わし	CLから ライセンス購入	CL	CL	CL	CL

* パートナーシップのご契約は、SmartRead クラウド版、SmartRead オンプレミス版がございます。

P = パートナーの役割
CL = Cogent Labs の役割
N/A = 該当なし

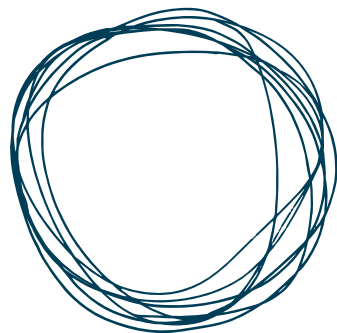
SmartRead 販売パートナーとは



販売パートナーは、株式会社 Cogent Labs (以下、当社とする)が定める販売パートナー規約に同意し、販売パートナー契約が当社にて正式に受領され、審査を通過したパートナーの事であり、日本国内において最終エンドユーザーに対して、SmartRead(以下、本サービスとする)を販売することの出来る非独占的な権限が当社より付与されます。

販売パートナーが出来る事と出来ない事は以下の通りです。

販売パートナーが出来る事	販売パートナーが出来ない事
最終利用者であるエンドユーザーに販売する。	最終利用者ではない再販業社に販売する。
日本国内の最終利用者に販売する。	国外の最終利用者に販売する。
Cogent Labs 指定の価格表の中から選択された利用プランに沿った見積と販売する。	独自の価格体系に置き換えて、当社サービスを販売する。
当社指定の資料およびロゴ、又は商標を使用する。	当社指定の資料およびロゴ、又は商標を他法人に利用させる。



COGENT
LABS

免責事項

- 本文書はご参考資料としてご提供するものです。本文書に関して弊社は質問へのご回答などサポートのご提供はいたしません。
- 本文書は作成時において弊社が知り得た情報をもとに作成したものです。弊社は、本文書の正確性、網羅性、最新性などのいかなる事項についても保証いたしません。
- 弊社は、本文書に関して、請求の原因の如何を問わず損害賠償責任その他の責任を負いません。